

郡山市内の工場立地法 届出企業の皆さまへ

工業専用・工業地域・市街化調整区域・準工業地域の 緑地面積率等を **緩和** しました！！

本市では地域産業の維持・発展及び市内工場の流出を防止するため、企業の方が設備投資しやすい環境整備のひとつとして、工場立地法により設置が義務付けられている緑地等の面積率を「郡山市工場立地法準則条例（平成27年7月6日施行）」により緩和しました。

1 緑地面積率、環境施設面積率について

工業専用・工業地域・市街化調整区域

緑地面積率 : 20% → **5%** **緩和**
環境施設面積率 : 25% → **10%**

準工業地域

緑地面積率 : 20% → **10%** **緩和**
環境施設面積率 : 25% → **15%**

※上記を除く区域については、従来どおり緑地面積率20%、環境施設面積率25%のままです。

2 重複緑地面積算入率について

緑地面積に算入できる重複緑地について緩和しました。

※重複緑地とは

生産施設の屋上に設置された緑地（屋上緑化）や、芝生とブロック等を組み合わせた駐車場など、他の施設（生産施設や駐車場等）と重複して設置された緑地のことです。

重複緑地面積算入率：緑地面積率の25% → **50%**以下まで算入可



郡山市 産業観光部 産業創出課 企業誘致係

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

TEL 024-924-2271 FAX 024-925-4225

E-mail sangyousousyutu@city.koriyama.fukushima.jp



工場立地法について

(1) 法の趣旨

工場立地法は、周辺地域との生活環境の調和を図ることを目的に、昭和 **49** 年に施行され、一定規模以上の工場が設置すべき緑地等について規定されています。

(2) 対象工場（特定工場）

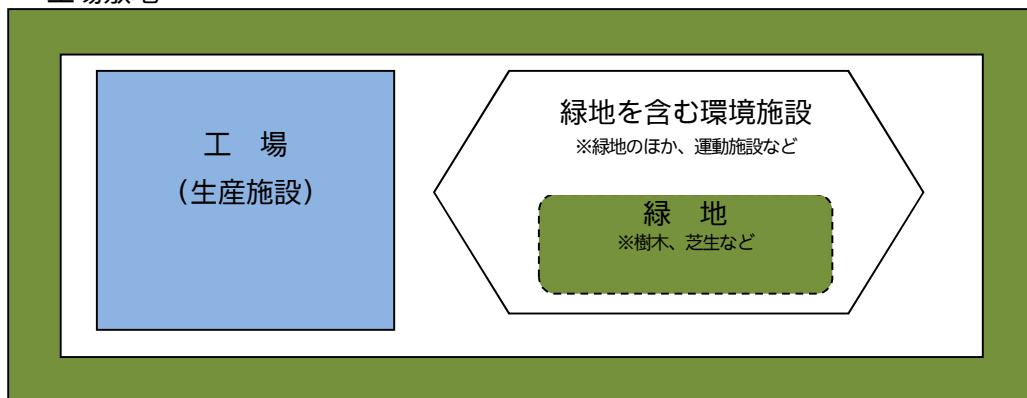
以下の2つの要件に該当する工場が対象工場（以下「特定工場」となります）。

①業種	製造業、電気・ガス・熱供給業
②面積	敷地面積 9,000 m ² 以上または建築面積 3,000 m ² 以上

(3) 主な内容

特定工場は、敷地内に一定の基準以上の緑地等を設置する必要があります。

<イメージ>
工場敷地



○緑地

樹木が生育する区画された土地等（樹木地、低木地、芝生地、花壇等）

○環境施設

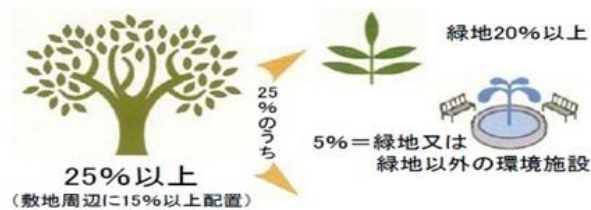
緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの（緑地、噴水、屋内外運動施設、広場等）

○緑地面積率

敷地面積に対する緑地の面積の割合

○環境施設面積率

敷地面積に対する環境施設の面積の割合



○重複緑地

屋上緑化など、環境施設以外の施設と重複した緑地面積のこと。

重複緑地の例（工場敷地面積 **10,000** m² 緑地面積率 **20%** … 緑地面積 **2,000** m²以上）

<現行> **10,000** m² × **20%** × **25%** = **500** m²

<制定後> **10,000** m² × **20%** × **50%** = **1,000** m²

